

4. 参考事項

(1) 指定植物

特別地域において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

(表12：指定植物表)

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
ヒカリゴケ	ヒカリゴケ
ヒカゲノカズラ	ミヤマヒカゲノカズラ、ヒメスギラン、スギラン、ヤチスギラン、マンネン スギ、コスギラン、タカネヒカゲノカズラ
イワヒバ	エゾヒメクラマゴケ、ヒモカズラ、イワヒバ
ミズニラ	ヒメミズニラ
ハナヤスリ	ヒメハナワラビ (ヘビノシタ)、エゾフユノハナワラビ (ヤマハナワラビを 含む。)
イノモトソウ	ハコネソウ (ハコネシダ)
オシダ	ナンタイシダ、イワニスワラビ、ナヨシダ、オクヤマシダ、ウサギシダ、イ ワウサギシダ、ニッコウシダ、タチヒメワラビ
シシガシラ	ミヤマシシガシラ
チャセンシダ	クモノスシダ
ウラボシ	ミヤマウラボシ、ホテイシダ
マツ	ハイマツ
ヒノキ	ミヤマビャクシン (ミヤマハイビャクシン)、ミヤマネズ
イチイ	キャラボク
ヤマモモ	ヤチヤナギ
ヤナギ	シライヤナギ
イラクサ	コケミズ
ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ
タデ	イブキトラノオ (エゾイブキトラノオを含む。)、ムカゴトラノオ、ウラジ ロタデ
ナデシコ	カトウハコベ、ミヤマミミナグサ、クモマミミナグサ、タカネナデシコ (ク モイナデシコを含む。)、センジュガンピ、オオビランジ (ツルビランジ、 ビランジを含む。)、コバノツメクサ、エゾフスマ (シラオイハコベ)、シ コタンハコベ
キンポウゲ	オオレイジンソウ、オクトリカブト、ナンタイブシ、レイジンソウ、アズマ レイジンソウ、ホソバトリカブト、ジョウシュウトリカブト、ヒメイチゲ、 ハクサンイチゲ (チョウカイイチゲ、エゾノハクサンイチゲを含む。)、イチ リンソウ、キクザキイチリンソウ、アズマイチゲ、サンリンソウ、レンゲシ ョウマ、ミヤマオダマキ、リュウキンカ (エンコウソウを含む。)、ミヤマ ハンショウヅル (コミヤマハンショウヅルを含む。)、カザグルマ、トリガ タハンショウヅル、バイカオウレン、ミツバオウレン、ミツバノバイカオウ レン (コシジオウレン)、セツブンソウ、シラネアオイ、シロカネソウ (ツ ルシロカネソウ)、オキナグサ、ミヤマキンポウゲ、オゼキンポウゲ (シコ タンキンポウゲ)、イトキンポウゲ、ハルカラマツ、ミヤマカラマツ、シナ ノキンバイ、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク
メギ	サンカヨウ、キバナイカリソウ、クモイイカリソウ、トガクシショウマ (ト ガクシソウ)
スイレン	オゼコウホネ、エゾヒツジグサ (ヒツジグサを含む。)
ウマノスズクサ	ミチノクサイシン、コシノカンアオイ、ウスバサイシン (サイシン)
オトギリソウ	ニッコウオトギリ、イワオトギリ (ハイオトギリ)
モウセンゴケ	ナガバノモウセンゴケ、サジバモウセンゴケ、モウセンゴケ
ケシ	エゾエンゴサク、コマクサ、ヤマブキソウ、オサバグサ

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
アブラナ	ミヤマハタザオ、イワハタザオ (イワテハタザオを含む。)、ミヤマガラシ (ヤマガラシ)、クモマナズナ、ハクセンナズナ、ミギワガラシ
ベンケイソウ	ホソバノキリンソウ、ホソバイワベンケイ (アオノイワベンケイ)、イワベンケイ
ユキノシタ	アラシグサ、ヒメウメバチソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ (コウメバチソウを含む。)、ダイモンジソウ (ウチワダイモンジソウを含む。)、ミヤマダイモンジソウ、ウラベニダイモンジソウ、エゾクロクモソウ (クロクモソウを含む。)、フキユキノシタ
バラ	コシジシモツケソウ、シモツケソウ (アカバナシモツケソウを含む。)、ノウゴウイチゴ、シロバナノヘビイチゴ (モリイチゴ)、ミヤマダイコンソウ、チングルマ、イワキンバイ、キンロバイ、ミヤマキンバイ、クロバナロウゲ、ミネザクラ (チシマザクラを含む。)、オオタカネバラ、タカネイバラ、コガネイチゴ、ベニバナイチゴ、タカネトウウチソウ (ケトウウチソウを含む。)、マルバシモツケ、イワシモツケ、ホザキシモツケ
マメ	カラフトモメンヅル、イワオオギ
フウロソウ	グンナイフウロ、アサマフウロ、コフウロ、ハクサンフウロ
トウダイグサ	オゼヌマタイゲキ
スミレ	キバナノコマノツメ、ウスバスミレ、オオバキスミレ、ヒゴスミレ、ナエバキスミレ、オオバタチツボスミレ、ミヤマスミレ、ミヤマツボスミレ、ヒメスミレサイシン
アカバナ	ヤナギラン、ヒメアカバナ、ミヤマアカバナ、ムツアカバナ
スギナモ	スギナモ
ミズキ	ゴゼンタチバナ
セリ	イワテトウキ (ナンブトウキ)、ハクサンサイコ、ミヤマニンジン、ハクサンボウフウ、シラネニンジン、ミヤマウイキョウ (ヤマウイキョウ)
イワウメ	イワウメ、ヒメイワカガミ、イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)、イワウチワ (オオイワウチワ、トクワカソウを含む。)
イチヤクソウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ、コバノイチヤクソウ、ベニバナイチヤクソウ (ベニイチヤクソウ)、マルバノイチヤクソウ、ジンヨウイチヤクソウ、コイチヤクソウ
ツツジ	ヒメシャクナゲ、コメバツガザクラ、ウラシマツツジ、イワヒゲ、ハリガネカズラ、ヒメハナヒリノキ、アカモノ、シラタマノキ、イワナンテン、ミネズオウ、ウラジロヨウラク (ツリガネツツジを含む。)、ヒメツルコケモモ、ツルコケモモ、イワナシ、アオノツガザクラ、ツガザクラ、ムラサキヤシオ、キバナシャクナゲ、ハクサンシャクナゲ (シロバナシャクナゲ、ネモトシャクナゲを含む。)、レンゲツツジ、アズマシャクナゲ、オオバツツジ、アカヤシオ、シロヤシオ (ゴヨウツツジ)、コメツツジ、トウゴクミツバツツジ、ミヤマホツツジ、サラサドウダン、ベニサラサドウダン、コケモモ
ガンコウラン	ガンコウラン
サクラソウ	ヤナギトラノオ、クリンソウ、オオサクラソウ、ユキワリソウ、ユキワリコザクラ、サクラソウ、ツマトリソウ、コツマトリソウ
リンドウ	トウヤクリンドウ、コヒナリンドウ、オヤマリンドウ、ハルリンドウ、タテヤマリンドウ、エゾリンドウ、ハナイカリ、ホソバツルリンドウ、イワイチヨウ、ミツガシワ
アカネ	エゾノヨツバムグラ、オオバノヨツバムグラ
ムラサキ	ムラサキ
シソ	タテヤマウツボグサ、イブキジャコウソウ (イワジャコウソウを含む。)

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ゴマノハグサ	ホソバコゴメグサ、ヒメコゴメグサ (コバノコゴメグサ)、ヤマウツボ (ケヤマウツボを含む。)、ヨツバシオガマ、ハンカイシオガマ、オニシオガマ、タカネシオガマ、エゾシオガマ、ヒメトラノオ、クガイソウ
ハマウツボ タヌキモ	オニク コウシンソウ、ムシトリスミレ、ミミカキグサ、コタヌキモ、ヤチコタヌキモ、ヒメタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
スイカズラ	リンネソウ、クロミノウグイスカグラ、ニッコウヒョウタンボク、コウグイスカグラ
オミナエシ マツムシソウ キキョウ	コキンレイカ (ハクサンオミナエシ) マツムシソウ (エゾマツムシソウを含む。) フクシマシャジン、ヒメシャジン、ミョウギシャジン、ミヤマシャジン、ハクサンシャジン (タカネツリガネニンジン)、イワギキョウ、ヤマホタルブクロ、サワギキョウ、キキョウ
キク	クリヤマハハコ、チョウジギク、ウサギギク (エゾウサギギクを含む。)、ミヤマオトコヨモギ、ヒメシオン、ミヤマヨメナ、ハコネギク (ミヤマコンギク)、カニコウモリ、イワインチン、オゼヌマアザミ、オニアザミ (ハリオニアザミを含む。)、フジアザミ、ニッコウアザミ、アズマギク、ジョウシュウアズマギク、ミヤマコウゾリナ、ミズギク (オゼミズギクを含む。)、タカネニガナ、クモマニガナ、ホソバヒナウスユキソウ、ウスユキソウ、マルバダケブキ、オタカラコウ、コウシュウヒゴタイ、シラネアザミ、ニッコウトウヒレン、アサマヒゴタイ、センダイトウヒレン (ナンブトウヒレン)、ヒメヒゴタイ、ヤハズトウヒレン、セイタカトウヒレン (トウヒレン)、キクアザミ、コウリンカ、ミヤマアキノキリンソウ (コガネギク)、クサノオオバノギク
ホロムイソウ ユリ	ホロムイソウ、ホソバノシバナ ネバリノギラン、シブツアサツキ、ヤマラッキョウ、ツバメオモト、スズラン、カタクリ、キバナノアマナ、ショウジョウバカマ、ニッコウキスゲ (ゼンテイカ)、イワギボウシ、タチギボウシ、オゼソウ、コオニユリ、クルマユリ、ヒメサユリ、チシマアマナ、ヒメマイズルソウ、キンコウカ、キヌガサソウ、クルマバツクバネソウ、ワニグチソウ、ヒロハユキザサ、オオバタケシマラン、チシマゼキショウ (リシリゼキショウ)、チャボゼキショウ、イワショウブ、ハナゼキショウ (イワゼキショウ)、タマガワホトトギス、エンレイソウ、ミヤマエンレイソウ (シロバナエンレイソウ)、タカネシュロソウ (ムラサキタカネアオヤギソウ)、タカネアオヤギソウ、コバイケイ (ウラゲコバイケイを含む。)
アヤメ	ノハナショウブ、ヒメシャガ、カキツバタ、ヒオオギアヤメ、ナスヒオオギアヤメ
イグサ	ミクリゼキショウ、ミヤマホソコウガイゼキショウ、ミヤマゼキショウ、タカネスズメノヒエ (ミヤマスズメノヒエ)
ホシクサ イネ	クロイヌノヒゲモドキ ミヤマヌカボ、タカネコウボウ、ヒゲノガリヤス、チシマガリヤス、ミヤマノガリヤス、ヤマオオウシノケグサ
サトイモ ミクリ カヤツリグサ	ミズバショウ、ヒメザゼンソウ、ザゼンソウ ホソバタマミクリ イトナルコスゲ、ヤチスゲ、ホロムイスゲ、アシボソスゲ (シロウマスゲ)、イワスゲ、シロハリスゲ (イッポンスゲ)、ヒロハオゼヌマスゲ、ヌイオスゲ (シロウマヒメスゲ)、サギスゲ、ワタスゲ、ミヤマイヌノハナヒゲ、ミネハリイ、タカネクロスゲ

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ラン	<p>コアニチドリ、エビネ、キンセイラン、キソエビネ、サルメンエビネ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、アオチドリ、サイハイラン、トケンラン、シュンラン (ホクロ)、コアツモリ、クマガイソウ、アツモリソウ、イチヨウラン、サワラン (アサヒラン)、キリガミネアサヒラン、コイチヨウラン、アオスズラン (エゾスズラン)、カキラン、トラキチラン、アオキラン、オニノヤガラ、アケボノシュスラン、ヒロハツリシュスラン、ヒメミヤマウズラ、ミヤマウズラ、シュスラン、ノビネチドリ、テガタチドリ (チドリソウ)、ミヤマモジズリ、オオミズトンボ (サワトンボ)、サギソウ、ミズトンボ、オゼノサワトンボ、ムカゴソウ、ムヨウラン、ギボウシラン、フガクスズムシ、ジガバチソウ、クモキリソウ、スズムシソウ、フタバラン (コフタバラン)、アオフタバラン、ミヤマフタバラン、タカネフタバラン、ヤチラン、ホザキイチヨウラン、アリドオシラン、ヒメムヨウラン、サカネラン、ヨウラクラン、ハクサンチドリ (ウズラバハクサンチドリを含む。)、ヒナチドリ、カモメラン (カモメソウ)、オノエラン、ウチョウラン、ニョホウチドリ、コケイラン、タカネトンボ、ジンバイソウ、ミズチドリ、ツレサギソウ、ヤマザキソウ、マイサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、キソチドリ、オオヤマサギソウ、ミヤマチドリ (ニッコウチドリ)、ホソバノキソチドリ、トキソウ、ヤマトキソウ、カヤラン、ヒトツボクロ、イイヌマムカゴ、トンボソウ、ハクウンラン、ショウキラン</p>

(2) 過去の経緯

- 昭和 9年12月 4日 指定
- 昭和25年 9月22日 公園区域の拡張（那須甲子・塩原地域、藤原地域、栗山地域）
- 昭和32年 4月 5日 公園区域の変更（那須甲子・塩原地域）  
特別地域の指定（那須甲子・塩原地域）  
利用施設計画の決定（那須甲子・塩原地域）
- 昭和60年 9月 5日 公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）  
（那須甲子・塩原地域）
- 平成 4年 7月14日 那須甲子・塩原地域の公園計画の一部変更（第1次点検）
- 平成11年 7月30日 那須甲子・塩原地域の公園計画の一部変更（第2次点検）
- 平成18年 1月19日 那須甲子・塩原地域の公園計画の一部変更（第3次点検）

(3) 公園区域

公園区域は次のとおりである。

(表13：公園区域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
福 島 県	南会津郡下郷町内 国有林会津森林管理署 71林班の全部  南会津郡下郷町 大字音金、大字野際新田及び大字南倉沢の各一部	2, 9 9 5	
	西白河郡西郷村内 国有林福島森林管理署白河支署 1019林班から1030林班までの全部並びに1031林班の 一部  西白河郡西郷村 大字小田倉、大字鶴生及び大字真船の各一部	4, 3 3 4	
		小 計	7, 3 2 9
栃 木 県	矢板市内 国有林塩那森林管理署 349林班から353林班まで、355林班、358林班及び 359林班の全部並びに348林班、354林班、356林班、 361林班及び380林班の各一部  矢板市 大字下伊佐野、大字長井及び大字平野の各一部	2, 4 4 8	
	那須塩原市内 国有林塩那森林管理署 129林班、131林班、149林班から151林班まで、154 林班から160林班まで、169林班から173林班まで、 183林班から197林班まで、203林班及び204林班、 364林班から379林班まで、381林班から415林班ま で、421林班から449林班まで及び452林班から454林 班までの全部並びに、161林班、162林班、165林班 から167林班まで、174林班、198林班、200林班、 361林班、380林班、420林班及び450林班の各一部  那須塩原市 上塩原、塩原、中塩原及び湯本塩原の全部並びに板 室、宇都野、金沢、関谷、藁沼、百村及び湯宮の各一 部	2 2, 0 9 5	
	塩谷郡塩谷町内 国有林塩那森林管理署 346林班及び347林班の全部並びに343林班から345林 班まで及び348林班の各一部	6 9 2	

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
栃 木 県	<p>那須郡那須町内            国有林塩那森林管理署            121林班、126林班、130林班、132林班から143林班            まで、145林班から148林班まで、152林班、153林            班、163林班、164林、168林班及び180林班の全部並            びに101林班、144林班、161林班、162林班、165林            班から167林班まで及び181林班の各一部</p> <p>那須郡那須町            大字湯本の全部並びに大字大島、大字高久乙、大字高            久甲及び大字高久丙の各一部</p>	6, 6 3 8	
		小 計	3 1, 8 7 3
合 計		3 9, 2 0 2	

(4) 規制計画

ア 保護規制計画

(ア) 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表14：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
福 島 県	南会津郡下郷町内 国有林会津森林管理署 71林班の全部  南会津郡下郷町 大字音金及び大字南倉沢の各一部	2, 2 8 9	
	西白河郡西郷村内 国有林福島森林管理署白河支署 1023林班から1028林班までの全部並びに1019林班か ら1022林班まで及び1029林班から1031林班までの各 一部  西白河郡西郷村 大字小田倉、大字鶴生及び大字真船の各一部	2, 9 9 7	
		小 計	5, 2 8 6
栃 木 県	矢板市内 国有林塩那森林管理署 350林班の全部並びに348林班、349林班、352林班、 353林班、355林班、358林班、361林班及び380林班 の各一部  矢板市 大字下伊佐野の一部	1, 2 5 1	
	那須塩原市内 国有林塩那森林管理署 151林班、154林班、155林班、160林班、169林班、 173林班、183林班から197林班まで、203林班、204 林班、379林班、381林班、386林班、436林班から 438林班まで及び445林班の全部並びに129林班、131 林班、149林班、150林班、161林班、170林班、174 林班、198林班、200林班、361林班、373林班から 376林班まで、378林班、380林班、385林班、389林 班、390林班、392林班、394林班から400林班まで、 402林班から408林班まで、411林班から415林班ま で、421林班、422林班、443林班、444林班及び446 林班から450林班までの各一部  那須塩原市 板室、金沢、塩原、関谷、中塩原、百村、湯宮及び湯 本塩原の各一部	1 0, 8 1 8	



都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
栃 木 県	塩谷郡塩谷町内 国有林塩那森林管理署 343林班及び345林班から348林班までの各一部	4 5 5	
	那須郡那須町内 国有林塩那森林管理署 130林班、133林班から139林班まで、141林班、142林班、152林班、153林班、164林班及び168林班までの全部並びに101林班、126林班、132林班、140林班、143林班、144林班、148林班、161林班から163林班まで、165林班から167林班まで及び180林班の各一部  那須郡那須町 大字大島、大字高久乙、大字高久甲、大字高久丙及び大字湯本の各一部	4, 8 7 1	
		小 計	1 7, 3 9 5
合 計		2 2, 6 8 1	

① 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表15：特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (h a)	
栃 木 県	那須郡那須町内 国有林塩那森林管理署 138林班、163林班及び164林班の各一部	28	
合 計		28	

(表16：特別保護地区内訳表)

名 称	区 域
ちやうすだけ 茶 臼 岳	栃木県那須郡那須町内 国有林塩那森林管理署 138林班、163林班及び164林班の各一部
合 計	

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>那須連山の主峰であり、現在も噴煙をあげる茶臼岳山頂部一帯で火山噴気現象や火山地形などの特異な景観を有するほか、ガンコウラン、メイゲツソウなどの高山砂礫地植生も見られる。</p>	<p>28</p>
	<p>28</p>

② 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表17：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
福 島 県	南会津郡下郷町 大字音金及び大字南倉沢の各一部	285	
	西白河郡西郷村内 国有林福島森林管理署白河支署 1026林班及び1027林班の各一部	229	
		小 計	514
栃 木 県	那須塩原市内 国有林塩那森林管理署 169林班、373林班、374林班及び446林班から450林 班までの各一部  那須塩原市 金沢及び関谷の各一部	428	
	那須郡那須町内 国有林塩那森林管理署 130林班、134林班、135林班、138林班、139林班、 141林班、142林班、148林班、153林班、161林班か ら164林班まで及び168林班の各一部	512	
		小 計	940
合 計		1,454	

(表18：第1種特別地域内訳表)

名 称	区 域
那須連山	福島県南会津郡下郷町 大字音金及び大字南倉沢の各一部  福島県西白河郡西郷村内 国有林福島森林管理署白河支署 1026林班及び1027林班の各一部  栃木県那須塩原市内 国有林塩那森林管理署 169林班の一部  栃木県那須郡那須町内 国有林塩那森林管理署 130林班、134林班、135林班、138林班、139林班、141林班、142林班、 148林班、153林班、161林班から164林班まで及び168林班の各一部
塩原溪谷	栃木県那須塩原市内 国有林塩那森林管理署 373林班、374林班及び446林班から450林班までの各一部  栃木県那須塩原市 金沢及び関谷の各一部
合	計

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>那須連山の旭岳から南月山に至る標高1,800m程度の稜線部で、コケモモ、ガンコウラン等の高山植生とそれに続く亜高山性植生や風衝林などを有し、優れた自然景観を有する。</p>	<p>1, 1 2 7</p>
<p><small>ほうきがわ</small>  <small>箒</small>川溪谷沿いの広葉樹林で、アカマツ、モミの大木にブナ、カエデ等を交え、溪谷と一体となった新緑、紅葉時の景観は特に美しい地区である。  また、箒川溪谷の支流には多くの滝があり、溪谷景観の構成要素となっている。</p>	<p>3 2 7</p>
	<p>1, 4 5 4</p>

③ 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表19：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
福 島 県	南会津郡下郷町 大字音金及び大字南倉沢の各一部	614	
	西白河郡西郷村内 国有林福島森林管理署白河支署 1023林班から1025林班まで及び1028林班の全部並び に1019林班から1022林班まで、1026林班、1027林班 及び1029林班から1031林班までの各一部  西白河郡西郷村 大字小田倉、大字鶴生及び大字真船の各一部	2,768	
		小 計	3,382
栃 木 県	矢板市内 国有林塩那森林管理署 358林班の一部	104	
	那須塩原市内 国有林塩那森林管理署 189林班、190林班、203林班、379林班、381林班、 436林班から438林班まで及び445林班の全部並びに 129林班、131林班、151林班、169林班、170林班、 196林班から198林班まで、200林班、361林班、373 林班から376林班まで、378林班、380林班、385林 班、386林班、389林班、390林班、392林班、394林 班から400林班まで、402林班から408林班まで、411 林班から415林班まで、421林班、422林班、443林 班、444林班、447林班及び449林班の各一部  那須塩原市 塩原、中塩原、百村及び湯本温泉の各一部	5,146	
	塩谷郡塩谷町内 国有林塩那森林管理署 343林班及び345林班から348林班までの各一部	455	



都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
栃 木 県	那須郡那須町内 国有林塩那森林管理署 133林班、136林班及び137林班の全部並びに101林班、126林班、130林班、132林班、134林班、135林班、138林班から144林班まで、148林班、152林班、153林班、161林班から168林班まで及び180林班の各一部  那須郡那須町 大字大島、大字高久乙、大字高久甲、大字高久丙及び大字湯本の各一部	4, 1 7 1	
		小 計	9, 8 7 6
合 計		1 3, 2 5 8	

(表20：第2種特別地域内訳表)

名 称	区 域
かし 甲子	<p>福島県南会津郡下郷町 大字音金及び大字南倉沢の各一部</p> <p>福島県西白河郡西郷村内 国有林福島森林管理署白河支署 1023林班から1025林班まで及び1028林班の全部並びに1019林班から1022林班まで、1026林班、1027林班及び1029林班から1031林班までの各一部</p> <p>福島県西白河郡西郷村 大字小田倉、大字鶴生及び大字真船の各一部</p>
那須	<p>栃木県那須塩原市内 国有林塩那森林管理署 129林班、131林班、151林班、169林班、170林班、196林班から198林班まで及び200林班の各一部</p> <p>栃木県那須塩原市 百村の一部</p> <p>栃木県那須郡那須町内 国有林塩那森林管理署 133林班、136林班及び137林班の全部並びに126林班、130林班、132林班、134林班、135林班、138林班から144林班まで、148林班、152林班、161林班から168林班まで及び180林班の各一部</p> <p>栃木県那須郡那須町 大字大島、大字高久丙及び大字湯本の各一部</p>
黒磯那須湯本線道路沿線	<p>栃木県那須郡那須町内 国有林塩那森林管理署 101林班の一部</p> <p>栃木県那須郡那須町 大字高久乙及び大字高久甲の各一部</p>
ひるがたけ 日留賀岳	<p>栃木県那須塩原市内 国有林塩那森林管理署 189林班、190林班、203林班、436林班から438林班までの全部</p>

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>那須連山北部の山腹一帯及び阿武隈川源流部から上流部にかけての一帯で、広葉樹林を中心とした良好な森林景観を有している。山間の温泉である甲子温泉を有すると同時に白河方面から公園への入口部にあたり、風致維持の必要性の高い地区である。</p>	3, 3 8 2
<p>那須連山南部の山腹及び東側の山麓一帯及び深山ダム、沼原の周辺の地区で、那須を代表する高原景観と良好な森林景観を有する。 特に那須連山東麓は各所に温泉が湧出し、那須地区の利用の中心ともなっているため、利用環境の保全を行う必要性も高い。</p>	4, 8 6 0
<p>南部はアカマツに広葉樹を交えた林となっており、那須地区への主要利用ルート沿いの地区であるため、風致維持の必要性が高い。</p>	1 0 6
<p>蛇尾川、箒川の源流部にあたり、稜線から山腹にかけて高山植生や風衝地、オオシラビソやダケカンバ等の亜高山植生及びブナを主体とする広葉樹林となっており、豊富な森林を有する地区である。 北側は大佐飛山自然環境保全地域に接する。</p>	2, 3 2 7

名 称	区 域
塩原	栃木県那須塩原市内 国有林塩那森林管理署 379林班、381林班及び445林班の全部並びに361林班、373林班から376林班まで、378林班、380林班、386林班、394林班、398林班、400林班、402林班、443林班、444林班、447林班及び449林班の各一部  栃木県那須塩原市 塩原及び中塩原の各一部
<small>にちえん</small> 日塩道路沿線	栃木県那須塩原市内 国有林塩那森林管理署 399林班、402林班から404林班まで、406林班、407林班、411林班から415林班までの各一部  栃木県那須塩原市 湯本塩原の一部
塩原元湯	栃木県那須塩原市内 国有林塩那森林管理署 411林班、421林班及び422林班の各一部  栃木県那須塩原市 湯本塩原の一部
<small>たかはらやま</small> 高原山	栃木県那須塩原市内 国有林塩那森林管理署 385林班、389林班、390林班、392林班、395林班から397林班まで、405林班から408林班まで、414林班及び415林班の各一部  栃木県那須郡塩谷町内 国有林塩那森林管理署 343林班及び345林班から348林班までの各一部
八方ヶ原	栃木県矢板市内 国有林塩那森林管理署 358林班の一部
合 計	

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>箒川溪谷及び鹿股川溪谷を囲む広葉樹林で、塩原温泉外周部に当たり、地区内各所には温泉も湧出している。</p>	<p>1, 123</p>
<p>塩原と鬼怒川を結ぶルート沿いで、新湯温泉の硫気噴出口、大沼等を含む地区で、道路沿いの風致も良く保たれている。沿線には鶏頂山スキー場もあり、通年利用がなされている。</p>	<p>392</p>
<p>赤川溪谷に湧出する元湯温泉周辺で、広葉樹林に囲まれた静かな温泉地である。</p>	<p>21</p>
<p>前黒山から釈迦ヶ岳にかけての火山群を含む地区で上部はコメツガ、トウヒ等の針葉樹林、下部はブナ、ナラ、カエデ等の広葉樹林となっているが、ツツジ類も多く見られる。</p>	<p>943</p>
<p>標高1,200メートルほどの台地で、八方ヶ原の中心部である。強風の当たる地形であり、一部はかつての放牧の影響を受けてレンゲツツジの大群落となっている。</p>	<p>104</p>
<p>13, 258</p>	

④ 第3種特別地域

次の区域を第3種特地域とする。

(表21：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
福 島 県	南会津郡下郷町内 国有林会津森林管理署 71林班の全部  南会津郡下郷町 大字音金及び大字南倉沢の各一部	1, 3 9 0	
		小 計	1, 3 9 0
栃 木 県	矢板市内 国有林塩那森林管理署 350林班の全部並びに348林班、349林班、352林班、 353林班、355林班、361林班及び380林班の各一部  矢板市 大字下伊佐野の一部	1, 1 4 7	
	那須塩原市内 国有林塩那森林管理署 154林班、155林班、160林班、173林班、183林班から 188林班まで、191林班から195林班まで及び204林班の 全部並びに131林班、149林班から151林班まで、161林 班、174林班、196林班、197林班、380林班、386林 班、400林班及び406林班の各一部  那須塩原市 板室、塩原、百村、湯宮及び湯本塩原の各一部	5, 2 4 4	
	那須郡那須町内 国有林塩那森林管理署 152林班及び161林班の各一部	1 6 0	
		小 計	6, 5 5 1
合 計		7, 9 4 1	

(表22：第3種特別地域内訳表)

名 称	区 域
足倉山 大倉山	福島県南会津郡下郷町内 国有林会津森林管理署 71林班の全部  福島県南会津郡下郷町 大字音金及び大字南倉沢の各一部
板室	栃木県那須塩原市内 国有林塩那森林管理署 154林班、155林班、160林班、173林班の全部並びに131林班、149林班 から151林班まで、161林班、174林班、196林班及び197林班の各一部  栃木県那須塩原市 板室及び百村の各一部  栃木県那須郡那須町内 国有林塩那森林管理署 152林班及び161林班の各一部
小佐飛山	栃木県那須塩原市内 国有林塩那森林管理署 183林班から188林班まで、191林班から195林班まで及び204林班の全部  栃木県那須塩原市 百村及び湯宮の各一部
塩原	栃木県那須塩原市内 国有林塩那森林管理署 86林班、100林班及び106林班の各一部  栃木県那須郡塩原町 塩原及び湯本塩原の各一部
八方ヶ原	栃木県矢板市内 国有林塩那森林管理署 350林班の全部並びに348林班、349林班、352林班、353林班、355林班、 361林班及び380林班の各一部  栃木県矢板市 大字下伊佐野の一部  栃木県那須塩原市内 国有林塩那森林管理署 380林班の一部
	合 計

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>那須連山北西の山腹で、山頂は高山植物が見られ、山腹はミズナラ等の広葉樹とカラマツ等の人工林となっている。</p>	<p>1, 390</p>
<p>板室温泉から那須連山南西の山麓にかけての一带で、カラマツ林やダム湖等、人為の入った地区を含む。板室温泉周辺は人工林も多いが、特別地域として風致の維持をはかる必要がある。</p>	<p>2, 078</p>
<p>小佐飛山を中心とする蛇尾川上流部で、人為的影響が比較的少ない地区であるが、一部には発電用のダムも見られる。</p>	<p>3, 095</p>
<p>須巻温泉付近、新湯南方及び鹿股川沿いのカラマツ人工林を主とした地区である。</p>	<p>174</p>
<p>標高800メートルから1,500メートルの台地で、レンゲツツジ群落が見られるが、牧場や人工林も見られる地区である。</p>	<p>1, 204</p>
<p>7, 941</p>	



(イ) 普通地域

普通地域の区域は次のとおりである。

(表23：普通地域表)

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
福 島 県	南会津郡下郷町 大字音金、大字野際新田及び大字南倉沢の各一部	7 0 6	
	西白河郡西郷村内 国有林福島森林管理署白河支署 1019林班から1022林班まで、1029林班及び1030林班の各一部  西白河郡西郷村 大字真船の一部	1, 3 3 7	
		小 計	2, 0 4 3
栃 木 県	矢板市内 国有林塩那森林管理署 351林班及び359林班の全部並びに349林班、352林班から356林班まで及び358林班の各一部  矢板市 大字長井及び大字平野の各一部	1, 1 9 7	
	那須塩原市内 国有林塩那森林管理署 156林班から159林班まで、171林班、172林班、364林班から372林班まで、377林班、382林班から384林班、387林班、388林班、391林班、393林班、401林班、409林班、410林班、423林班から435林班まで、439林班から442林班まで及び452林班から454林班までの全部並びに129林班、131林班、149林班、150林班、162林班、165林 班から167林班まで、170林班、200林班、373林班から376林班まで、378林班、385林班、389林班、390林班、392林班、394林班から400林班まで、402林班か408林班 まで、411林班から415林班まで、420林班から422林班まで、443林班、444林班及び446林班から450林班までの各一部  那須塩原市 上塩原の全部並びに板室、宇都野、金沢、塩原、関谷、中塩原、墓沼、百村及び湯本塩原の各一部	1 1, 2 7 7	
	塩谷郡塩谷町内 国有林塩那森林管理署 343林班から347林班までの各一部	2 3 7	

都道府県名	区 域	面 積 (ha)	
栃 木 県	那須郡那須町内 国有林塩那森林管理署 121林班、145林班から147林班までの全部並びに126林班、132林班、140林班、143林班、144林班、148林班、162林班、163林班、165林班、166林班、180林班及び181林班の各一部  那須郡那須町 大字大島、大字高久乙及び大字湯本の各一部	1, 7 6 7	
		小 計	1 4, 4 7 8
	合 計	1 6, 5 2 1	

## (ウ) 面積内訳

## ① 地域地区別土地所有別面積

(表24：地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特 別 地 域								
地種区分		特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域		
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私
福 島 県	土地所有別面積	0	0	0	229	285	0	1,509	602	1,271
	地種区分別面積				514			3,382		
	地域地区別面積	0								
	地域別面積									
栃 木 県	土地所有別面積	28	0	0	938	2	0	7,833	297	1,746
	地種区分別面積				940			9,876		
	地域地区別面積	28								
	地域別面積									
合 計	土地所有別面積	28	0	0	1,167	287	0	9,342	899	3,017
	地種区分別面積 (比率)	28 (0.1)			1,454 (3.7)			13,258 (33.8)		
	地域地区別面積 (比率)									
	地域別面積 (比率)									

特 別 地 域			普 通 地 域			合 計		
第3種特別地域								
国	公	私	国	公	私	国	公	私
374	839	177	1,336	197	510	3,448	1,923	1,958
1,390								
5,286								
5,286			2,043			7,329		
4,475	266	1,810	11,828	512	2,138	25,102	1,077	5,694
6,551								
17,367								
17,395			14,478			31,873		
4,849	1,105	1,987	13,164	709	2,648	28,550	3,000	7,652
7,941 (20.3)								
22,653 (57.8)								
22,681 (57.9)			16,521 (42.1)			39,202 (100.0)		

② 地域地区別市町村別面積

(表25：地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区 市町村名			特 別 地 域					普通地域	合 計
			特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計		
福 島 県	南会津郡	下郷町	0	285	614	1,390	2,289	706	2,995
	西白河郡	西郷村	0	229	2,768	0	2,997	1,337	4,334
小 計			0	514	3,382	1,390	5,286	2,043	7,329
栃 木 県	矢 板 市		0	0	104	1,147	1,251	1,197	2,448
	那須塩原市		0	428	5,146	5,244	10,818	11,277	22,095
	塩谷郡	塩谷町	0	0	455	0	455	237	692
	那須郡	那須町	28	512	4,171	160	4,871	1,767	6,638
小 計			28	940	9,876	6,551	17,395	14,478	31,873
合 計			28	1,454	13,258	7,941	22,681	16,521	39,202

(5) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表26：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標
1	那須高原	栃木県那須郡那須町 大字大島、大字高久丙及び大字湯本の各一部	<p>本地区は、那須火山東麓の標高約700mから1,300mにかけての緩傾斜地で、ミズナラ、コナラ林やブナの自然林など那須高原を特徴づける植生が良好な状態で残されており、動植物相も豊富である。また、那須甲子地区の公園利用上の主要動線となっている2本の道路が通っており、那須湯本地区等の主要利用拠点とも近接している。</p> <p>那須高原地区の豊かな自然を、訪れる利用者に理解してもらうとともに、その自然に直接ふれあえる施設を総合的に整備するものとする。なお、施設の整備にあたっては、自然環境の保全を第一に考え、簡素で風格のあるものになるよう留意する。</p>

整備計画及び基盤施設	整備方針		面積 (ha)	旧計画との関係
北部整備計画区	豊かな自然環境の保全を図りつつ自然観察や自然体験の場として活用するために必要な施設を整備する。		568.8	一般計画 昭29. 2.18 決定 昭60. 9. 5 変更  区域 昭36.10.24 指定 昭45. 7. 1 変更 昭46.11. 9 変更 昭60. 9. 5 変更 平11. 7.30 変更  詳細計画 昭36.10.24 指定 昭45. 7. 1 変更 昭46.11. 9 変更 昭60. 9. 5 変更 平 4. 7.14 変更 平11. 7.30 変更
南部整備計画区	集団施設地区の入口として、案内、誘導機能を有する拠点として整備するとともに、温泉利用を中心とした滞在拠点や自然探勝のための地区として、必要な施設を整備する。		312.5	
道路（車道）	当該集団施設地区を周回する車道及び北温泉に至る車道を整備する。			
道路（歩道）	地区内各施設間、地区外の公園利用施設との連絡を図るための歩道を整備し、適切な利用の誘導を図る。			
面積計	国	公	私	
	562.0	221.3	98.0	
	881.3			

(イ) 単独施設

単独施設を次のとおりとする

(表27：単独施設表)

番号	種類	位置
1	園地	福島県南会津郡下郷町（雨沼）
2	園地	福島県南会津郡下郷町（観音沼）
3	園地	福島県南会津郡下郷町（日暮滝）
4	園地	福島県西白河郡西郷村（甲子温泉）
5	宿舎	福島県西白河郡西郷村（甲子温泉）
6	園地	福島県西白河郡西郷村（新甲子）
7	宿舎	福島県西白河郡西郷村（新甲子）
8	園地	福島県西白河郡西郷村（高清水）
9	宿舎	福島県西白河郡西郷村（高清水）
10	避難小屋	福島県西白河郡西郷村（坊主沼）
11	園地	福島県西白河郡西郷村（赤面山）
12	宿舎	福島県西白河郡西郷村（赤面山）
13	スキー場	福島県西白河郡西郷村（赤面山）
14	園地	栃木県矢板市（八方ヶ原）
15	宿舎	栃木県矢板市（八方ヶ原）
16	野営場	栃木県矢板市（八方ヶ原）
17	スキー場	栃木県矢板市（八方ヶ原）



整備方針	旧計画との関係
甲子地区の西の入口であり、散策、休憩のための園地として整備する。	昭60. 9. 5告示
散策、休憩のための園地として整備する。	昭60. 9. 5告示
那須甲子連峰登山道への入口であり、休憩、展望のための園地として整備する。	昭60. 9. 5告示
温泉浴利用者及び登山者のための散策、休憩のための園地として整備する。	昭60. 9. 5告示
温泉浴及び登山を目的とした宿泊地とし、現施設の改善にとどめる。	昭60. 9. 5告示
新甲子、剣桂及び周辺の散策、休憩のための園地として整備する。	昭60. 9. 5告示
温泉浴及び周辺の利用のための宿泊地として整備する。	昭60. 9. 5告示
阿武隈川沿い歩道の入口であり、散策、休憩のための園地として整備する。	昭60. 9. 5告示
阿武隈川探勝及び甲子地区利用のための宿泊地として整備する。	昭60. 9. 5告示
那須甲子連峰縦走者のための避難小屋として整備する。	昭60. 9. 5告示
車道沿線であり、また赤面山登山道の入口であるので、休憩、展望のための園地として整備する。	昭60. 9. 5告示
スキー及び登山のための宿舎として整備する。	昭60. 9. 5告示
既設スキー場を中心として、スキーコースの増設と既存施設の改善、整備をはかる。	昭60. 9. 5告示
八方ヶ原一帯の探勝、休憩、展望及び釈迦ヶ岳方面の登山者のための園地として整備する。	昭60. 9. 8告示
八方ヶ原一帯の探勝及び釈迦ヶ岳方面の登山利用のための宿舎として整備する。	昭60. 9. 5告示
青少年、家族向の野営場として整備する。	昭60. 9. 5告示
比較的小規模のスキー場とする。整備にあたっては、八方ヶ原の高原景観の維持に極力留意する。	昭60. 9. 5告示

番号	種類	位置
18	宿舎	栃木県那須塩原市（三斗小屋温泉）
19	園地	栃木県那須塩原市（三斗小屋宿）
20	野営場	栃木県那須塩原市（三斗小屋宿）
21	園地	栃木県那須塩原市（沼原）
22	宿舎	栃木県那須塩原市（沼原）
23	野営場	栃木県那須塩原市（沼原）
24	スキー場	栃木県那須塩原市（沼原）
25	園地	栃木県那須塩原市（深山湖畔）
26	園地	栃木県那須塩原市（深山ダム）
27	園地	栃木県那須塩原市（矢沢の滝）
28	園地	栃木県那須塩原市（上の原）
29	野営場	栃木県那須塩原市（上の原）
30	園地	栃木県那須塩原市（板室）
31	宿舎	栃木県那須塩原市（板室）
32	駐車場	栃木県那須塩原市（板室）
33	園地	栃木県那須塩原市（竈岩神社）
34	園地	栃木県那須郡那須町（峰の茶屋登山口）

整備方針	旧計画との関係
温泉浴利用及び登山の基地としての宿舎とし、現在の湯治場の雰囲気を持続するよう努める。	昭60. 9. 5告示
車道終点の休憩園地とし、駐車場を付帯させる。	昭60. 9. 5告示
青少年、家族向の野営場として整備する。	昭60. 9. 5告示
沼原湿原及び調整池周辺の探勝、休憩のための園地として整備する。	昭60. 9. 5告示
小規模な宿舎とする。整備にあたっては、湿原に影響を与えぬよう配慮する。	昭60. 9. 5告示
青少年、家族向の野営場とする。整備にあたっては湿原に影響を与えぬよう配慮する。	昭60. 9. 5告示
南月山西麓の比較的小規模なスキー場とする。スキー場施設が登山利用の支障とならぬよう、また湿原に影響を与えぬよう配慮する。	昭60. 9. 5告示
湖畔の休憩園地として整備する。	昭60. 9. 5告示
ダムサイトの休憩地として整備する。	昭60. 9. 5告示
矢沢の滝展望のための園地として整備する。	昭60. 9. 5告示
歩道起点の休憩地及び板室温泉を展望するための園地として整備する。	昭60. 9. 5告示
レクリエーションのための野営場として整備する。	昭60. 9. 5告示
温泉利用者のための散策、休憩園地として整備する。	昭60. 9. 5告示
湯治のための温泉浴利用がさかんであり、現在の良好な環境を維持しつつ整備をはかる。	昭60. 9. 5告示
板室温泉利用者のための駐車場として整備する。	昭60. 9. 5告示
板室温泉を展望する園地として整備する。	昭60. 9. 5告示
車道終点の休憩展望及び那須主脈への登山基地となる園地として整備する。	昭60. 9. 5告示

番号	種 類	位 置
3 9	スキー場	栃木県那須郡那須町（那須岳）
4 4	宿 舎	栃木県那須郡那須町（高雄）
4 5	園 地	栃木県那須郡那須町（那須湯本）
4 6	宿 舎	栃木県那須郡那須町（那須湯本）
4 7	運 動 場	栃木県那須郡那須町（那須湯本）
4 8	駐 車 場	栃木県那須郡那須町（那須湯本）
4 9	園 地	栃木県那須塩原市（土平）
5 0	宿 舎	栃木県那須塩原市（中塩原）
5 1	園 地	栃木県那須塩原市（天狗岩）
5 2	駐 車 場	栃木県那須塩原市（古町）
5 3	宿 舎	栃木県那須塩原市（塩原）
5 4	宿 舎	栃木県那須塩原市（須巻温泉）
5 5	園 地	栃木県那須塩原市（須巻富士）
5 6	スケート場	栃木県那須塩原市（福渡）
5 7	駐 車 場	栃木県那須塩原市（福渡）
5 8	駐 車 場	栃木県那須塩原市（夕の原）
5 9	宿 舎	栃木県那須塩原市（大綱）

整備方針	旧計画との関係
既存スキー場の再整備を行う。	昭60. 9. 5告示
温泉浴及び那須高原探勝のための宿舎とする。眺望の支障にならぬよう留意する。	昭60. 9. 5告示
湯本温泉の利用拠点であり、休憩、散策のための園地として整備する。	昭60. 9. 5告示
温泉浴、保養のための宿舎として整備する。	昭60. 9. 5告示
高原としての立地を生かした運動場として整備する。	昭60. 9. 5告示
那須湯本温泉利用者のための駐車場として整備する。	昭60. 9. 5告示
展望、休憩のための園地として整備する。	昭60. 9. 5告示
温泉浴及び保養のための宿舎として整備する。	昭60. 9. 5告示
塩原溪谷を展望する、歩道沿いの休憩、展望園地として整備する。	昭60. 9. 5告示
塩原温泉利用者のための駐車場として整備する。	昭60. 9. 5告示
温泉浴及び保養のための宿舎として整備する。	昭60. 9. 5告示
温泉浴及び保養のための宿舎として整備する。	昭60. 9. 5告示
塩原温泉利用者の散策、展望園地として整備する。	昭60. 9. 5告示
塩原温泉利用者のためのスケート場として整備する。	昭60. 9. 5告示
塩原温泉利用者のための駐車場として整備する。	昭60. 9. 5告示
竜化の滝探勝のための駐車場として整備する。	昭60. 9. 5告示
温泉及び保養のための宿舎として整備する。	昭60. 9. 5告示

番号	種類	位置
6 0	園地	栃木県那須塩原市（墓石）
6 2	園地	栃木県那須塩原市（塩原ダム）
6 3	園地	栃木県那須塩原市（前山）
6 4	園地	栃木県那須塩原市（稚児ヶ淵）
6 5	宿舎	栃木県那須塩原市（甘湯）
6 6	宿舎	栃木県那須塩原市（塩の湯）
6 7	宿舎	栃木県那須塩原市（元湯）
6 8	園地	栃木県那須塩原市（大沼）
6 9	園地	栃木県那須塩原市（ヨシ沼）
7 0	宿舎	栃木県那須塩原市（新湯）
7 1	野営場	栃木県那須塩原市（新湯）
7 2	スキー場	栃木県那須塩原市（新湯）
7 3	駐車場	栃木県那須塩原市（新湯）
7 5	園地	栃木県那須塩原市（白滝）
7 6	公衆浴場	栃木県那須塩原市（板室）
7 7	園地	栃木県那須塩原市（明神ヶ岳）
7 8	博物展示施設	栃木県那須塩原市（前山）

整備方針	旧計画との関係
休憩、自然探勝等多目的の園地として整備する。	昭60. 9. 5告示
塩原ダム周辺の休憩、展望のための園地として整備する。	昭60. 9. 5告示
歩道沿線の休憩園地として整備する。	昭60. 9. 5告示
渓谷沿いの休憩、展望園地として整備する。	昭60. 9. 5告示
温泉浴のための山間の静かな宿舎として整備する。	昭60. 9. 5告示
温泉浴のための渓谷沿いの静かな宿舎として整備する。	昭60. 9. 5告示
温泉浴のための渓谷沿いの静かな宿舎として整備する。	昭60. 9. 5告示
大沼周辺の探勝のための園地として整備する。	昭60. 9. 5告示
ヨシ沼周辺の探勝のための園地として整備する。	昭60. 9. 5告示
温泉浴、保養のための宿舎として整備する。	昭60. 9. 5告示
レクリエーションのための野営場として整備する。	昭60. 9. 5告示
既存スキー場の再整備を行う。	昭60. 9. 5告示
新湯地区利用者のための駐車場として整備する。	昭60. 9. 5告示
日塩道路沿いの休憩園地として整備する。	昭60. 9. 5告示
湯治場のような良好な雰囲気をもたせようとするため、日帰り客等の入浴、休憩等保養の用に供する総合施設として整備する。	平 4. 7.14告示
スキー場の夏場の有効利用を兼ねて、展望、散策、休憩のための園地として整備する。明神ヶ岳索道運送施設、八方ヶ原明神ヶ岳線歩道との連携を保ちながら、山頂と山麓を結ぶ園路を整備する。	平 4. 7.14告示
塩原温泉地区を中心とした地域の利用拠点としてビジターセンターを整備する。周辺探勝歩道等との連携を保ちつつ、案内、情報提供他、各種利用者指導の拠点としての機能を持たせる。	平 4. 7.14告示

番号	種類	位置
79	博物展示施設	栃木県那須郡那須町（那須山麓）
80	スキー場	栃木県那須塩原市及び塩谷郡藤原町（明神ヶ岳）



整備方針	旧計画との関係
那須周辺の自然情報の提供、案内等を行うための博物展示施設として整備する。	平11. 7.30告示
明神ヶ岳北西麓のスキー場として整備する。	平11. 7.30告示

## (ウ) 道路

## ① 車道

車道を次のとおりとする

(表28：道路（車道）表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1	日暮滝線	起点－福島県南会津郡下郷町 (野際新田・国立公園境界) 終点－福島県南会津郡下郷町(日暮滝)	
2	白河田島線	起点－福島県西白河郡西郷村(高清水・国立公園境界) 終点－福島県南会津郡下郷町(雨沼・国立公園境界)	新甲子
3	甲子温泉線	起点－福島県西白河郡西郷村(新甲子・車道分岐点) 終点－福島県西白河郡西郷村(甲子温泉)	剣桂
4	那須甲子線	起点－福島県西白河郡西郷村(新甲子・車道分岐点) 終点－栃木県那須郡那須町(八幡温泉)	赤面山スキー場
5	矢板塩原線	起点－栃木県矢板市(赤滝・国立公園境界) 終点－栃木県那須塩原市(下塩原・車道合流点)	八方ヶ原
6	八方ヶ原線	起点－栃木県矢板市(八方ヶ原・車道分岐点) 終点－栃木県矢板市(大間々)	小間々
7	県民の森線	起点－栃木県矢板市(県民の森・国立公園境界) 終点－栃木県矢板市(県民の森第2展望台)	第1展望台
8	沼原線	起点－栃木県那須塩原市(板室北・国立公園境界) 終点－栃木県那須塩原市(沼原)	
9	板室三斗小屋線	起点－栃木県那須塩原市(木ノ俣橋・国立公園境界) 終点－栃木県那須塩原市(板室) 終点－栃木県那須塩原市(三斗小屋宿)	矢沢の滝 深山ダム
10	那須岳線	起点－栃木県那須郡那須町(大丸温泉) 終点－栃木県那須郡那須町(大丸温泉)	峰の茶屋登 山口
13	那須湯本バイパス線	起点－栃木県那須郡那須町(一軒茶屋・車道分岐点) 終点－栃木県那須郡那須町(那須湯本・車道合流点)	新那須
14	黒磯那須湯本線	起点－栃木県那須郡那須町(晩翠橋・国立公園境界) 終点－栃木県那須郡那須町(那須湯本)	広谷地、 一軒茶屋
15	那須山麓線	起点－栃木県那須郡那須町(一軒茶屋・車道分岐点) 終点－栃木県那須塩原市(板室北・国立公園境界) 起点－栃木県那須塩原市(板室・国立公園境界) 終点－栃木県那須塩原市(板室温泉・車道合流点)	
16	塩原藤原線	起点－栃木県那須塩原市(関谷・国立公園境界) 終点－栃木県那須塩原市(前黒山西麓・那須塩原市境) (本来は栃木県塩谷郡藤原町(イノ原・車道合流点)が 終点である)	塩原温泉、 新湯

整備方針	旧計画との関係
会津方面から日暮滝方面に到達する車道として整備する。	昭60. 9. 5告示
甲子地区利用の幹線車道として整備する。	昭60. 9. 5告示
国道289号線より甲子温泉に到達する車道として整備する。	昭60. 9. 5告示
甲子地区と那須地区を結ぶ車道とする。途中展望地点に路傍駐車を付帯させる。	昭60. 9. 5告示
矢板市から八方ヶ原、塩原温泉へ到達する車道とする。途中八方ヶ原に路傍園地を付帯させる。	昭60. 9. 5告示
八方ヶ原の学校平と大間々間を結ぶ車道とする。小間々及び終点付近に路傍駐車を付帯させる。	昭60. 9. 5告示
県民の森入口から上部の歩道へ到達する車道とする。途中の展望地点及び終点に路傍園地、駐車を付帯させる。	昭60. 9. 5告示
那須山麓線より分岐し、沼原へ到達する車道とする。途中展望地点に路傍駐車を付帯させる。	昭60. 9. 5告示
板室温泉及び三斗小屋宿への到達車道として整備する。	昭60. 9. 5告示
那須周回線より那須岳ロープウェイ駅方面へ向かう大型バス、自家用車などの渋滞、混雑を緩和するため循環線とする。	昭60. 9. 5告示
那須湯本温泉街のバイパスとして機能する車道として整備する。	昭60. 9. 5告示
那須塩原市街から那須地区への主要な到達車道として整備する。	昭60. 9. 5告示
那須南麓を通り、那須と板室を結ぶ車道として整備する。	昭60. 9. 5告示
塩原温泉と鬼怒川、川治方面を結ぶ幹線車道とする。塩原温泉街にはバイパスを設ける。	昭60. 9. 5告示

番号	路線名	区間	主要経過地
17	須卷温泉線	起点－栃木県那須塩原市（畑下） 終点－栃木県那須塩原市（塩釜）	須卷温泉
18	大沼線	起点－栃木県那須塩原市（柏木平・車道分岐点） 終点－栃木県那須塩原市（新湯・車道合流点）	大沼、 ヨシ沼
19	新湯元湯線	起点－栃木県那須塩原市（新湯・車道分岐点） 終点－栃木県那須塩原市（元湯）	
20	横沢那須湯本線	起点－栃木県那須郡那須町（横沢・国立公園境界） 終点－栃木県那須郡那須町（那須湯本・車道合流点）	

整備方針	旧計画との関係
須巻温泉・須巻富士への到達のための車道として整備する。	昭60. 9. 5告示
塩原及び新湯より、大沼、ヨシ沼への到達車道とする。整備にあたっては、大沼、ヨシ沼の保護に留意する。	昭60. 9. 5告示
新湯から元湯への到達車道として整備する。	昭60. 9. 5告示
那須山麓と利用拠点である那須湯本を結ぶ主要利用動線として整備する。	平11. 7. 30告示

② 歩道

歩道を次のとおりとする

(表29：道路（歩道）表)

番号	路線名	区間	主要経過地
1	日暮滝鏡ヶ沼大峠線	起点—福島県南会津郡下郷町（日暮滝） 終点—福島県南会津郡下郷町 （須立山南肩・歩道合流点） 終点—福島県南会津郡下郷町（大峠・歩道合流点）	鏡ヶ沼
2	雪割橋線	起点—福島県西白河郡西郷村（高清水） 終点—福島県西白河郡西郷村（新甲子）	雪割橋
3	那須連山主脈縦走線	起点—福島県西白河郡西郷村（大白森山） 終点—栃木県那須郡那須町（那須湯本）	甲子山、 坊主沼、 三本槍岳、 朝日岳、 南月山黒尾 谷岳
4	甲子山線	起点—福島県西白河郡西郷村（甲子温泉） 終点—福島県西白河郡西郷村（甲子山・歩道合流点）	
5	新甲子赤面山線	起点—福島県西白河郡西郷村（新甲子） 起点—福島県西白河郡西郷村（剣桂） 終点—福島県西白河郡西郷村（赤面山・歩道合流点）	
6	赤面山線	起点—福島県西白河郡西郷村（赤面山東麓） 終点—栃木県那須郡那須町（三本槍東宿・歩道合流点）	赤面山
7	八方ヶ原明神ヶ岳線	起点—栃木県矢板市（八方ヶ原） 起点—栃木県矢板市（水呑場・歩道分岐点） 終点—栃木県那須塩原市（明神ヶ岳）	剣ヶ峰 釈迦ヶ岳
8	前山八方ヶ原線	起点—栃木県那須塩原市（前山） 終点—栃木県矢板市（八方ヶ原）	雷霆の滝
9	八方ヶ原県民の森線	起点—栃木県矢板市（大間々・歩道分岐点） 終点—栃木県矢板市（県民の森展望台） 終点—栃木県矢板市（ミツモチ・歩道合流点）	水呑場、 ミツモチ
10	三斗小屋温泉清水平線	起点—栃木県那須塩原市（三斗小屋温泉） 終点—栃木県那須郡那須町（清水平・歩道合流点）	
11	三斗小屋温泉峰の茶屋線	起点—栃木県那須塩原市（三斗小屋温泉） 終点—栃木県那須郡那須町（峰の茶屋・歩道合流点）	
12	<small>ぬまつばら</small> 沼原那須岳線	起点—栃木県那須塩原市（沼原） 終点—栃木県那須郡那須町（御沢・歩道合流点） 終点—栃木県那須郡那須町（御沢・歩道合流点） 終点—栃木県那須郡那須町（牛ヶ首・歩道合流点）	<small>りょうぶ</small> 両部の滝
13	沼原南月山線	起点—栃木県那須塩原市（沼原） 終点—栃木県那須郡那須町（南月山・歩道合流点）	白笹山

整備方針	旧計画との関係
日暮滝から那須連山への到達歩道として整備する。	昭60. 9. 5告示
甲子地区の入口である高清水から阿武隈川沿いに新甲子に 到達する歩道として整備する。	昭60. 9. 5告示
大白森山から三本槍岳、朝日岳などの那須主脈を縦走して、那須湯本へ至る幹線歩道とする。清水平、峰の茶屋付近に避難小屋を付帯させる。	昭60. 9. 5告示
甲子温泉より甲子山、那須主脈へ至る歩道として整備する。	昭60. 9. 5告示
新甲子方面から赤面山への登山歩道として整備する。	昭60. 9. 5告示
赤面山及び三本槍岳への登山道として整備する。	昭60. 9. 5告示
八方ヶ原（大間々）から剣ヶ峰、釈迦ヶ岳及び明神ヶ岳への登山歩道とする。大間々～剣ヶ峰間は回遊ルートをとれるようにする。終点は明神山麓へ下る園路に接続する。必要に応じて、小規模な避難小屋を整備する。	平 4. 7. 14告示
前山博物展示施設を起点に鹿股川沿いに八方ヶ原へ至る探勝歩道として整備する。	平 4. 7. 14告示
大間々と県民の森を結ぶ歩道とする。大間々からミツモチ下までの間は回遊ルートでとれるようにするとともに、途中展望地点に路傍園地を設ける。	昭60. 9. 5告示
三斗小屋温泉から那須主脈への到達歩道として整備する。	昭60. 9. 5告示
三斗小屋温泉から那須主脈への到達歩道として整備する。	昭60. 9. 5告示
沼原から三斗小屋温泉及び那須主脈へ至る登山道として整備する。また、沼原周辺は自然探勝路として整備する。	平11. 7. 30告示
沼原から、白笹山を経て那須主脈への到達歩道として整備する。	昭60. 9. 5告示

番号	路線名	区間	主要経過地
14	鬼ヶ面山線	起点－栃木県那須塩原市（深山湖畔） 終点－栃木県那須塩原市（鬼ヶ面山・歩道合流点）	
15	板室三本槍岳線	起点－栃木県那須塩原市（板室温泉） 終点－栃木県那須郡那須町 （三本槍岳北肩・歩道合流点） 終点－栃木県那須郡那須町（峠沢・歩道合流点）	塩沢山、 鬼ヶ面山、 三斗小屋 宿、沼原、 三斗小屋温 泉、大峠
16	板室周回線	起点－栃木県那須塩原市（板室温泉） 終点－栃木県那須塩原市（板室温泉）	沢名川
17	北温泉清水平線	起点－栃木県那須郡那須町（北温泉入口） 終点－栃木県那須郡那須町（清水平・歩道合流点）	大丸温泉
18	北温泉峰の茶屋線	起点－栃木県那須郡那須町（北温泉） 終点－栃木県那須郡那須町（峰の茶屋・歩道合流点）	茶臼岳山頂
19	茶臼岳周回線	起点－栃木県那須郡那須町（茶臼岳東肩） 終点－栃木県那須郡那須町（牛ヶ首・歩道合流点） 終点－栃木県那須郡那須町（茶臼岳北肩・歩道合流点） 終点－栃木県那須郡那須町（茶臼岳東）	茶臼岳山頂
20	日の出平線	起点－栃木県那須郡那須町（那須岳西麓・歩道分岐点） 終点－栃木県那須郡那須町（日の出平・歩道合流点）	
21	小丸山線	起点－栃木県那須郡那須町（弁天温泉） 終点－栃木県那須郡那須町（弁天温泉西・歩道合流点）	
23	那須湯本茶臼岳線	起点－栃木県那須郡那須町（那須湯本） 終点－栃木県那須郡那須町（牛ヶ首・歩道合流点）	高雄温泉
24	赤松林遊歩道線	起点－栃木県那須郡那須町（晩翠橋） 終点－栃木県那須郡那須町（新高久・歩道合流点） 起点－栃木県那須郡那須町（新西原）	
25	古町大沼線	起点－栃木県那須塩原市（古町） 終点－栃木県那須塩原市（大沼西・歩道合流点）	
26	弥太郎山線	起点－栃木県那須塩原市（門前） 終点－栃木県那須塩原市（天狗岩）	土平 弥太郎山
27	竜化の滝線	起点－栃木県那須塩原市（夕の原） 終点－栃木県那須塩原市（竜化の滝）	
28	塩原溪谷線	起点－栃木県那須塩原市（中塩原） 終点－栃木県那須塩原市（曇石） 終点－栃木県那須塩原市（塩原ダム）	門前 小太郎ヶ淵 大綱



整備方針	旧計画との関係
深山湖から、鬼ヶ面山を経て沼原、板室方面への歩道として整備する。	昭60. 9. 5告示
板室温泉から三斗小屋温泉を経て、那須主脈へ至る登山道として整備する。 また、沼原周辺は自然探勝路として整備する。	平11. 7. 30告示
板室温泉周辺の自然探勝のための歩道として整備する。	昭60. 9. 5告示
北温泉から那須主脈への登山歩道として整備する。	昭60. 9. 5告示
北温泉から車道終点を経て峰の茶屋、那須主脈への到達歩道として整備する。	昭60. 9. 5告示
茶臼岳索道の終点から那須主脈に至る登山道として整備する。 また、茶臼岳火口周辺は自然探勝路として整備する。	平11. 7. 30告示
沼原から那須主脈への到達歩道として整備する。	昭60. 9. 5告示
那須高原集団施設地区からの探勝、散策のための歩道として整備する。	昭60. 9. 5告示
那須湯本から那須主脈への到達歩道として整備する。	昭60. 9. 5告示
良好な自然環境を有している赤松林の中の探勝歩道として整備する。	昭60. 9. 5告示 平18. 1. 19変更
塩原温泉より大沼へ至る歩道として整備する。	昭60. 9. 5告示
塩原温泉から弥太郎山をめぐる登山道として整備する。	昭60. 9. 5告示
竜化の滝を探勝するための歩道として整備する。	昭60. 9. 5告示
塩原地区を代表する渓谷景観を有する塩原渓谷を探勝するための歩道とする。 途中、展望地点、休憩地点に路傍園地を設ける。 また、自然観察のために必要な施設を設ける。	昭60. 9. 5告示

番号	路線名	区間	主要経過地
29	須巻富士新湯線	起点－栃木県那須塩原市（須巻富士） 終点－栃木県那須塩原市（新湯） 終点－栃木県那須塩原市（新湯・歩道合流点）	大沼、 ヨシ沼、 富士山
30	赤川溪谷線	起点－栃木県那須塩原市（元湯） 終点－栃木県那須塩原市（赤川上流・那須塩原市境） （本来は栃木県塩谷郡藤原町（明神岳西麓）が終点である。）	
31	雄飛の滝線	起点－栃木県那須塩原市（スッカン沢） 終点－栃木県那須塩原市（雷霆の滝・歩道合流点）	

整備方針	旧計画との関係
<p>塩原温泉から大沼を経て新湯に至る歩道とする。途中大沼、新湯間は利用者の体力等に応じたコースを選べるように2本のルートを設ける。</p>	<p>昭60. 9. 5告示</p>
<p>箒川源流の赤川溪谷の探勝のための歩道として整備する。</p>	<p>昭60. 9. 5告示</p>
<p>雄飛の滝等を探勝するための歩道として整備する。</p>	<p>昭60. 9. 5告示</p>

(エ) 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表30：運輸施設表)

番号	路線名	種 類	区 間
1	赤面山	索道運送施設	起点－福島県西白河郡西郷村（赤面山東麓） 終点－福島県西白河郡西郷村（赤面山東肩）
2	茶臼岳	索道運送施設	起点－栃木県那須郡那須町（茶臼岳東麓） 終点－栃木県那須郡那須町（茶臼岳東肩）
3	明神ヶ岳	索道運送施設	起点－栃木県那須塩原市（明神ヶ岳山麓） 終点－栃木県那須塩原市（明神ヶ岳山頂）

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
	赤面山登山者の運送のための索道として整備する。	昭60. 9. 5告示
	茶臼岳探勝者及び那須主脈登山者運送のための索道として整備する	昭60. 9. 5告示
	明神ヶ岳スキー場、園地及び八方ヶ原明神ヶ岳線歩道の利用者のための索道として整備する。	平 4. 7. 14告示